

公立保育所の民営化ガイドライン

板橋区子ども家庭部子育て支援施設課

平成 31 年 1 月

1 公立保育所の民営化について

区は、平成 16 年 1 月に「経営刷新計画」を策定し、抜本的な行財政の構造改革に取り組みました。この「経営刷新計画」の基本的な視点の一つとして、「公共サービスの民間開放」の方向性が示されました。

これに基づき、既存の公立保育所の設置・運営主体を民間事業者に移管するため、平成 16 年 8 月に「板橋区立保育園の民営化基本方針」を策定し、平成 18 年度に民営化した赤塚六丁目保育園を皮切りに、公立保育所 8 園の民営化を進めてきました。

また、現在、平成 32 年 4 月の大山西町保育園の民営化に向けて準備を進めています。

これまでの民営化により、移管先事業者の独自のノウハウに基づく特色ある保育運営が実施されるとともに、0 歳児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育の拡充など、地域の実情に応じたニーズに即応し、多様な保育サービスの拡充が図られ、さらには地域における育児支援など、喫緊の行政課題にも対応してきました。

加えて、民間活力による保育園舎の建替えにより、保育施設としての機能更新が図られ、快適な保育環境が整備されるとともに、待機児童の状況に応じた定員設定を迅速に行い、待機児童解消に向けた取組にも寄与してきたところであります。

一方、近年、保育所待機児童対策のため、区は保育施設整備を進めており、私立保育所は平成 21 年度 42 園が平成 30 年度 83 園と増加し、私立保育所数が公立保育所数を大きく上回り、私立保育所の運営は区民の信頼を得ています。

さらに、平成 27 年度に開始された「子ども・子育て支援新制度」により新設された小規模保育施設は平成 30 年度 43 園となっています。

のことから、保育サービス定員の大幅な増加により、私立保育所及び小規模保育施設などの保育運営費の財政負担が増大しています。

また、現在、公立保育所は、38 園中 29 園が建築後 40 年を超しており、長寿命化の改修の時期を迎え、早急に保育施設の再整備に取り組む必要があります。

保育所の整備及び運営には多額の経費を要しますが、私立保育所は国庫負担金等の財源措置がなされている一方、公立保育所は基本的に全額が区の負担となります。この状況に加え、保育所待機児童対策による財政負担の増大などを踏まえると、持続可能な保育サービスの提供のためには、保育施設の再整備にあたり、民間活力を積極的に活用し、公立保育所の民営化を推進していく必要があります。

昨年 11 月に策定した「公立保育所のあり方」における「今後の民営化方針」では、「今後、老朽化等により改築又は長寿命化のための改修等が必要となる際には、原則、民営化を進めることを検討する」としております、保育施設の現状を踏まえ、公立保育所の民営化に取り組んでいきます。

2 民営化ガイドラインの目的

「今後の民営化方針」に基づき、公立保育所の民営化を進めるにあたって、在園児の保護者の疑問や不安を解消していくことができるよう、民営化対象園の公表以降、移管先事業者の募集・選定、三者協議会の設置・運営、事業者への引継ぎ方法等の一連のプロセスを明らかにするため、ガイドラインを作成することとしました。

3 民営化対象園の選定

「今後の民営化方針」に基づき、老朽化等により公立保育所を改築及び長寿命化のための改修が必要になった際には、原則、民営化を進めることとし、民営化対象園を選定するための検討を行います。その際、下記の視点に立ち、事業の継続性及び効果、保護者の利便性などを総合的に勘案し選定します。

なお、周辺に複数の公立保育所があり、統合が可能な場合は、新たに整備する保育所に統合することも検討します。

対象園を選定するにあたっての 7 つの視点

- (1) 施設の老朽化の状況
- (2) 地域の保育需要と保育サービス定員の実態
- (3) 「育ちのエリア」¹との関係性
- (4) 保育施設を整備できる区有地等の代替地の確保
- (5) 一定規模の保育所定員を備えること
- (6) 原則、待機児童対策として定員拡大の余地があること
- (7) 0歳児保育や延長保育の実施

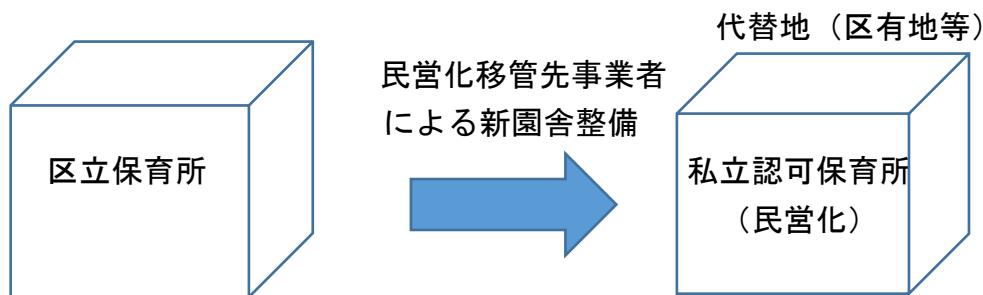
また、現在、公設民営により運営を行っている保育所においても、指定管理期間、運営状況及び財産所有形態を見定めた上で、民営化に完全移行していく方向で検討を進めています。

4 民営化の手法

公立保育所の民営化にあたっては、原則として、下記の 3 つの手法により進めていきます。

(1) 代替地再整備方式

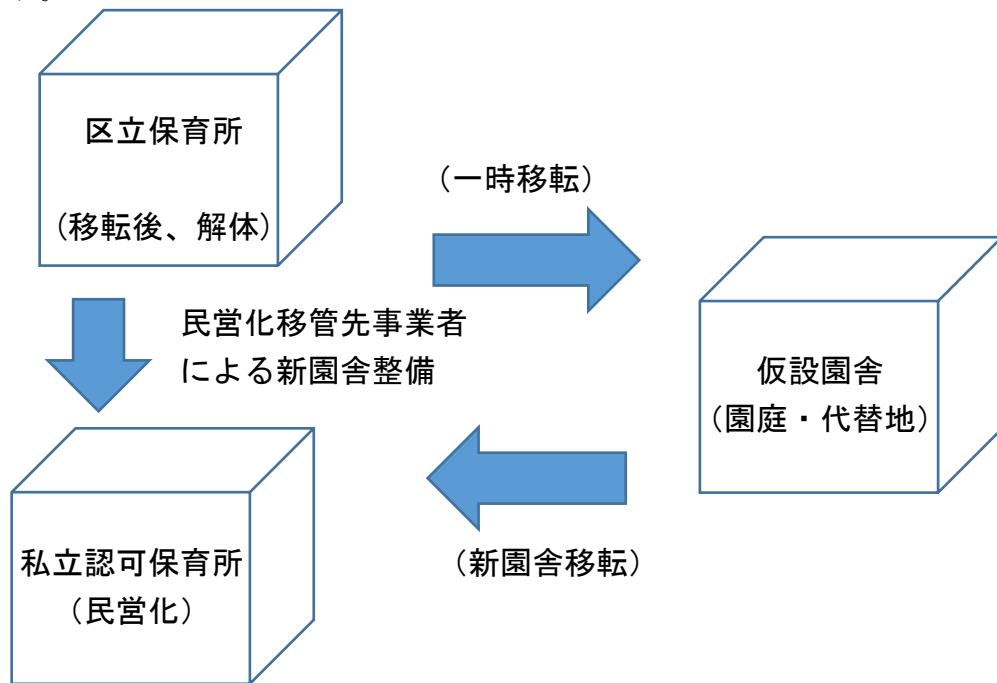
既存園の近隣に区が代替地（保育所整備用地）を確保し、民営化移管先事業者が新園舎を整備します。



¹ 公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークを構築するため、保育施設間の連携の枠組みとして「育ちのエリア」を設定する。

(2) 仮設再整備方式

既存園舎の園庭や近隣の代替地に一時的に区が仮設園舎を設置し、仮設園舎へ移動後、既存園舎を解体し、現状の敷地に民営化移管先事業者が新園舎の整備を行います。



(3) 施設移管方式

これまでに実施した民営化の手法の一つであり、区立保育所の施設及び設備等を現状のまま、もしくは改修後に民営化移管先事業者へ譲渡し、土地については貸付を行い、保育所運営を移管先事業者に引き継ぎます。

5 民営化の基本的な進め方

- (1) 民営化対象園の発表から移行までは準備期間を設け、保護者への情報提供と協議を行いながら、信頼関係の下に進めていきます。
- (2) 既に入園している児童の保育環境（保育内容・行事など）に配慮し、基本的に急激な変更を行わないよう進めていきます。
- (3) 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定します。
- (4) 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障がないよう配慮し移行します。
- (5) 民営化後も保護者・事業者・区の三者で協議する場を設置し、また、移管事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行っていきます。

6 民営化移行期間

これまでの公立保育所の民営化は、民営化対象園発表時に在園する児童の卒園後に民

営化を行ってきたため、移行まで5~6年の期間を要しました。しかし、公立保育所38園中29園が建築後40年を超える現状において、長寿命化の改修時期を迎える保育施設が多くあるうえ、待機児童対策の推進に伴う私立保育所運営費の急増など、区の財政状況を踏まえると、早期に民営化を進めていく必要があります。

また、過去の公立保育所の民営化に対しても一定の理解が得られてきたことから、民営化の移行期間を短縮し、早期に保育環境を向上させる必要があります。

なお、民営化対象園の個別計画の公表から民営化までの期間は短縮となります。三者協議会の開催と引継ぎの期間は、これまでの民営化における期間を原則として踏襲していきます。民営化移行にあたっては、園児や保護者への影響を考慮し、移管先事業者への引継ぎ期間を十分に確保し、民営化対象園の個別計画の公表時点から、原則として4年目に民営化園への移行を図ります。

ただし、民営化の手法、代替地の確保及び施設状況等により、移行期間及び引継ぎ期間が前後する場合も想定されるため、それぞれの民営化対象園の個別計画により、具体的なスケジュールを示していきます。

[民営化までの基本的なスケジュール]

| | |
|--------------|--|
| 民営化3年前(公表年度) | 民営化対象園の個別計画を公表（8月） 保護者説明会 事業者公募条件の調整・確定（事前検討会） 事業者公募（1月～） |
| 民営化2年前 | 事業者選定・公表（5月） 三者協議会（7月～5回程度） 引継ぎ開始 |
| 民営化1年前 | 三者協議会（4月～5回程度） 新園舎整備（6月～1月） 合同保育（12月～3月の4か月間） |
| 民営化実施年 | 民営化（4月） 三者協議会（～翌年度まで） |

7 民営化対象園の公表

民営化移行期間を短縮することから、保護者への周知を早めるため、平成31（2019）年度に策定する（仮称）「公立保育所の民営化計画」において、今後の5年間で民営化準備に着手する保育所（民営化対象園）を一括して公表することとします。

民営化計画の公表後、民営化対象園の保護者への周知を図るため、早期に保護者向けに説明会を実施します。

また、民営化対象園の個別計画を、原則として民営化実施年の3年前に公表することとし、保護者説明会を開催し、具体的なスケジュールを明らかにします。

また、保育所入所希望者が民営化移行を踏まえて希望園を選択できるよう、可能な限

り次年度以降の入園申込時期に間に合うよう案内を行っていくことを基本とします。

今後は、民営化対象園の一括公表を定期的に行っていきます。

(民営化対象園及び民営化個別計画の公表モデル)

| N年度 | (N+1)年度 | (N+2)年度 | (N+3)年度 | (N+4)年度 | (N+5)年度 |
|----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 民営化対象園の公表(5年間) | | | | | |
| A保育園民営化個別計画公表 | 事業者選定 第三者協議会 引継ぎ開始 | 第三者協議会 新園舎整備 合同保育 | 民営化 | | |
| | B保育園民営化個別計画公表 | 事業者選定 第三者協議会 引継ぎ開始 | 第三者協議会 新園舎整備 合同保育 | 民営化 | |
| | | C保育園民営化個別計画公表 | 事業者選定 第三者協議会 引継ぎ開始 | 第三者協議会 新園舎整備 合同保育 | 民営化 |
| | | | D保育園民営化個別計画公表 | 事業者選定 第三者協議会 引継ぎ開始 | 第三者協議会 新園舎整備 合同保育 |
| | | | | E保育園民営化個別計画公表 | 事業者選定 第三者協議会 引継ぎ開始 |
| | | | | 民営化対象園の公表(5年間) | |

8 民営化移管先事業者の選定について

(1) 事業者の公募

移管先事業者は、公募型プロポーザル方式により選定します。

区は、プロポーザルの実施を区公式ホームページに掲載するほか、区内の認可保育所を運営する事業者に周知するなど、多くの事業者に公募情報が届くようにします。

また、移管先事業者の募集要領の作成にあたっては、事前に保護者の意見を十分に聴き、反映していきます。

(2) 運営主体

事業者の応募資格は、民営化園を安定的に運営する必要から、認可保育所の運営実績が一定程度あることを条件とすると同時に、移管先事業者の保育所運営状況を現地で確認する必要から、応募事業者には所在地要件を設けていきます。

これまでの公立保育所の民営化においては、社会福祉法人が持つ児童福祉の理念や公共性・公益性の観点から、運営主体を社会福祉法人としてきました。

また、移管場所が都営住宅内の都有地の場合は、都の「公共住宅建設に関する地域開発要綱」に基づく保育所整備となるため、移管先事業者は社会福祉法人に限定されきました。

一方、平成12年に国の規制が緩和され、保育所の運営主体となることが、株式会社、学校法人、NPO等にも認められました。

のことから、今後の民営化園の運営主体は、都有地の賃貸借契約などのように、運営主体に制限がある場合を除き、保護者と十分に協議しながら、区が決定していくこととします。

(3) 選定の基準

公立保育所の保育水準を満たし、保育の質の維持・向上できる運営事業者を選定することを原則とします。

そのため、事業者の保育所運営内容（保育の質）に関して、プロポーザルにおける提案書を中心に審査を行うとともに、財務診断において事業者の継続性や安定性等を確認します。また、事業者が運営する保育所の現地確認を行い、事業者プレゼンテーションを実施した上で、総合的な判断のもと、運営事業者を選定します。

[事業者選定にあたっての主な提案項目]

| | 提案項目 | | 提案項目 |
|---|-----------|----|-----------|
| 1 | 建物のコンセプト | 6 | 健康支援 |
| 2 | 保育理念・運営方針 | 7 | 事故防止・危機管理 |
| 3 | 保育課程・指導計画 | 8 | 保護者との連携 |
| 4 | 職員配置・育成 | 9 | 地域との連携 |
| 5 | 給食 | 10 | 引継ぎ 等 |

(4) 選定組織

民営化移管先事業者の選定にあたっては、対象園ごとに、「民営化移管先事業者選定委員会」を設置します。

なお、選定委員は民営化対象園の保護者から募集した保護者委員、子ども家庭部長、子ども家庭部の関係課長・係長、他部の課長で、選定委員会を構成します。

(5) 移管先決定事業者の公表

移管先事業者の公表から民営化移行まで、円滑に進むよう十分な期間を確保します。

また、民営化対象園の保護者だけでなく、他の保護者も民営化園を選択できるよう、公表方法等について検討していきます。

9 移管先事業者決定後の手続き

(1) 三者協議会

移管事業者決定後、保護者・事業者・区の三者での協議（以下「三者協議会」という。）を、民営化前後に開催します。

なお、三者協議会は、移管先事業者決定後から開始し、原則として民営化後2年間を目途に運営していきます。

移管前の三者協議会では、保育理念、運営方針、園舎の整備計画、保育課程、指導計画、特別保育事業、給食、健康管理、衛生管理、事故防止、保護者との連携、要支援児保育などをきめ細かく協議を行います。

移管後は保育内容の確認等について、情報共有と意見交換を行います。

(2) 引継ぎ・合同保育

公立保育所からの円滑な移管を実現するため、移管先事業者への引継期間を十分に確保します。1年目は保育所の各種行事を含めた運営事項等を引き継ぎ、2年目はこれに加え保育内容の実務について引継ぎを行います。また、移管前4か月間は移管先事業者の園長候補者・保育士などの職員が、公立保育所職員とともに合同保育に従事し、実務を継承しながら園児や保護者との信頼関係を構築していきます。

(3) 区による進行管理

区は、移管先事業者の職員採用、合同保育期間における職員配置が確実に行われるよう確認を行っていきます。また、引継ぎが移行計画どおりに実施されているか、進行管理を行っていきます。

10 民営化移管後の区の対応

(1) 移管後の三者協議会及び苦情解決体制について

移管後も、原則として2年間にわたり、保護者・事業者・区の三者協議会を定期的に開催し、新規園での運営改善に努めるとともに、保護者と新規園において、課題が生じた場合は、区は解決のため努力します。

また、福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行い、その結果はホームページ等で公開されます。

加えて、民営化移行園においては、第三者委員による苦情解決体制を設けることとします。

(2) 移管後における区の支援

民営化園の保育の質の維持・向上のため、移管先事業者に対して運営費の補助を行うとともに、区主催の研修へ参加を促し、区の方針を十分に理解し、質の高い保育がなされるよう、人材育成を支援していきます。また、平成31（2019）年度より、新たに私立保育所等を対象に、区職員（保育士）による巡回支援を行い、民営化園への保育の質の向上や安心・安全の確保のための助言や相談を行います。

(3) 移管後の保育内容の確認

「子ども・子育て支援法」に基づき、区職員による保育施設の指導検査を実施し、運営関係、保育関係、会計関係の検査を定期的に実施することにより、適切な保育所運営の確認を行っていきます。